

公益社団法人の認定とは？

公益法人制度のQ&A～Part1～

現在、理事会と広報・公益活動委員会では、「職能団体としての社会的信頼の向上」、「社会全体の利益増進を図る公益活動の実施」を目指し、本会の「公益活動の在り方」について検討しています。

一般社団法人の中でも、より公益性の高い法人は公益社団法人の認定を受けることができます。今後本会の事業内容が変化し、公益社団法人化の検討が必要になった場合、より円滑に議論するためには、公益社団法人認定に関する理解を深めておく必要があります。そこで、公益社団法人認定につきまして、複数回に分けてQ&A形式でお知らせ致します。

第1回目は平成20年に施行された公益法人制度改革の概要についてご紹介します。

Q1 なぜ公益法人制度改革が行われたのですか？

A1 公益法人とは、宗教や慈善、学術、技芸などの公益（広く社会の役に立つこと）を行う法人として、約115年前、明治29年に制度がスタートしました。100年以上、公益法人制度の抜本的な改革は行われず、世の中の変化とのズレも大きくなっていました。

そこで平成20年12月に「新公益法人制度」が施行されました。これは民間による非営利の活動を活発にし、民（みん）による公益を増進するとともに、官庁ごとに法人の設立・運営にばらつきがあったことなど、問題の解決を目的としています。

Q2 現在の公益法人制度はどのようなものですか？

A2 平成20年12月以後の公益法人制度では、

- ①公益性の有無や規模の大小にかかわらず、一定の基準・要件を満たせば行政庁の許可なしで登記のみで「一般社団法人・一般財団法人」を設立できるようになりました。
- ②「一般社団法人・一般財団法人」のうち、法律で定められた「公益性」の基準を満たしている法人は、行政庁の認定を受けて「公益社団法人・公益財団法人」になることができます。
- ③平成20年12月1日以前から存在する「社団法人」は、新制度以降、自動的に5年間は「特例民法法人」として存続を認められますが、新制度施行後5年以内(平成25年11月30日まで)に、公益性の認定を受けて「公益社団法人」に移行するか、または認可を受けて通常の「一般社団法人」に移行するか、いずれかを選択して申請しなければならなくなりました。5年の移行期間のうちどちらにも移行申請しなかった場合は「解散」を迫られます。

Q3 静岡県社会福祉士会は新しい公益法人制度でどのように変わりましたか？

A3 静岡県社会福祉士会は、任意団体として平成5年5月15日に設立しました。

新しい公益法人制度の施行と同時に、平成20年12月1日に「一般社団法人」の登記を行い、平成21年3月の臨時総会において任意団体の解散、「一般社団法人」へ移行しました。（A2の①にあたります。）当時、本会が行っていた事業の多くは公益性の高い事業も実施していましたが、A2の②のとおり「公益社団法人」の認定を受けるには、まず「一般社団法人格」を有する必要があったため、現在のような組織となっています。

◎今回の「公益社団法人の認定とは？」に関して、ご意見等がございましたら事務局までお寄せください。